

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成27年6月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業)	豆葉池地区	平成27年3月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	豊田池地区	平成27年4月20日
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	高樋地区	平成27年3月25日
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	三豊干拓地区	平成26年11月28日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	大畑地区	平成26年8月22日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下出地区	平成27年1月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	村道下1号地区	平成27年3月6日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	黒渕中河原地区	平成27年1月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	中出2号地区	平成27年3月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	黒渕東角地区	平成27年1月30日